

## 川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、川崎市動物愛護センターのネーミングライツパートナーの選定に当たり、必要事項を審議するため、川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ネーミングライツパートナー応募者から提出された申請書等書類の審査
- (2) ネーミングライツパートナー応募者のネーミングライツパートナーへの適否の判断及び交渉優先順位の決定
- (3) その他ネーミングライツパートナー選定において必要な事項

### (組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (委員長)

第4条 選定委員会の委員長は健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所副所長〕をもって充てる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、前条の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。
- 3 委員長は会務を総理し、選定委員会を招集してその議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部動物愛護センターにおいて処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|                          |
|--------------------------|
| 保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所副所長〕 |
| 健康福祉局保健医療政策部生活衛生課長       |
| 幸区役所地域みまもり支援センター衛生課長     |
| 中原区役所地域みまもり支援センター衛生課長    |
| 健康福祉局保健医療政策部動物愛護センター所長   |